

「ホワイト物流」推進運動

持続可能な物流の実現に向けた自主行動宣言

企業・組合名	役職	氏名	所在地	主たる事業	ホームページ
株式会社ロジテック	代表取締役社長	稲森 直樹	神奈川県	運輸業, 郵便業	—

当社は、「ホワイト物流」推進運動の趣旨に賛同し、以下のように取り組むことを宣言します。

最終更新:	2025年3月31日
-------	------------

- (取組方針)
- ・事業活動に必要な物流の持続的・安定的な確保を経営課題として認識し、生産性の高い物流と働き方改革の実現に向け、取引先や物流事業者等の関係者との相互理解と協力のもとで、物流の改善に取り組めます。
- (法令遵守への配慮)
- ・法令違反が生じる恐れがある場合の契約内容や運送内容の見直しに適切に対応するなど、取引先の物流事業者が労働関係法令・貨物自動車運送事業関係法令を遵守できるよう、必要な配慮を行います。
- (契約内容の明確化・遵守)
- ・運送及び荷役、検品等の運送以外の役務に関する契約内容を明確化するとともに、取引先や物流事業者等の関係者の協力を得つつ、その遵守に努めます。

No.	分類番号		取組項目	取組内容
1	A	④	発荷主からの入出荷情報等の事前提供	・発荷主として貨物を発送する場合に、物流事業者や着荷主の準備時間を確保するため、入出荷情報等を早めに提供します。
2	A	⑩	リードタイムの延長	・トラック運転者が適切に休憩を取りつつ運行することが可能となるように、発荷主としての出荷予定時刻を厳守します。 ・車両待機は30分以内を目指します。
3	A	⑭	船舶や鉄道へのモーダルシフト	・長距離輸送(500km以上)について、トラックからフェリー、RORO船や鉄道の利用への転換を行います。
4	B	①	運送契約の書面化の推進	・運送契約の書面化を厳守します。また貨物の運送を依頼する場合には、「運送状」を発行して交付します。
5	B	②	運賃と料金の別建て契約	・運送契約を締結する場合には、運送の対価(運賃)と運送以外の役務等の対価(料金)を別建てで契約することを原則とします。
6	C	①	契約の相手方を選定する際の法令遵守状況の考慮	・契約する物流事業者を選定する際には、関係法令の遵守状況を考慮します。 【参考】自動車運送事業者の行政処分情報検索(国土交通省HP) http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03punishment/cgi-bin/search.cg
PR欄				製造メーカーの物流子会社で、「第一種貨物利用運送事業」と「倉庫業」を営んでおります。 発荷主、着荷主として、取引先や物流事業者との「対話と協働」で物流の適正化・生産性向上に向けた取り組みを推進しております。